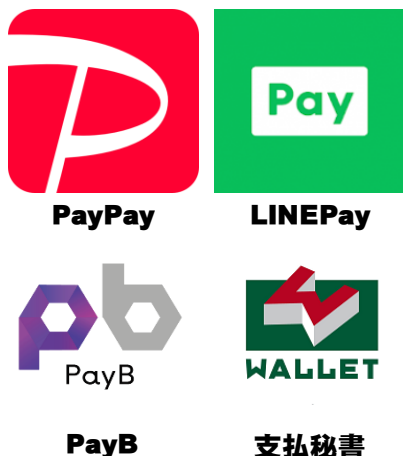


令和3年4月より、松島町の税金や水道料金などがスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。 (利用可能アプリ：PayPay LINEPay PayB 支払秘書)

- コンビニや銀行に出向かなくてもいつでもどこでもお支払いができます
- スマートフォン決済アプリによる納付は手数料がかかりません
- スマートフォン決済アプリ内でポイントが付与されることがあります

◎手順はかんたん

①スマートフォンでアプリを起動



②アプリ内で納付書のバーコードを読み取ってお支払い



◎スマートフォン決済アプリにより納付ができるもの

- 町県民税
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 固定資産税
- 後期高齢者医療保険料
- 水道料金・下水道使用料
- 軽自動車税

※上記に記載のない税金・料金は納付できません

◎利用にあたってのご注意

- 領収書が発行されないため、領収書が必要な場合は窓口での納付が必要です。
(軽自動車税については、納期限内に納付された場合に限り後日納税証明書を発送します)
- 利用可能なスマートフォン決済アプリは、PayPay、LINEPay、PayB、支払秘書の4つです。その他のスマートフォン決済アプリでのご利用はできません。

◎各種決済アプリの概要やダウンロードはこちらから

